

熊本県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年3月26日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

熊本県教育委員会規則第3号

熊本県立学校管理規則の一部を改正する規則

熊本県立学校管理規則（昭和32年熊本県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、学年による教育課程の区分を設けない課程（以下「単位制による課程」という。）の学期を、」を「学期を」に改める。

第3条第4項を次のように改める。

4 第2条第2項又は第3項の規定により、学期を2学期とする課程及び特殊教育学校並びに定時制の課程の休業日については、校長は、委員会の承認を得て、別に定めることができる。

第6条の見出し中「編制」を「編成」に改め、同条中「編制」を「編成」に改める。

第7条中「、対外試合」を削る。

第2章中第4節を第5節とし、第3節の次に次の一節を加える。

第4節 学校評価

（学校の自己評価等）

第7条の3 校長は、学校の教育水準の向上を図り、当該学校の目的を実現するため、当該学校の教育活動その他の学校運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その公表に努めるものとする。

2 校長は、当該学校の教育活動その他の学校運営の状況について、保護者等に対して積極的に情報を提供するものとする。

第16条第1項を次のように改める。

県が寄宿舎を設置する学校に舎監を置く。ただし、県が設置しない場合であっても、学校が生徒を指導監督することが必要と委員会が認めた場合には、舎監を置くことができる。

第21条の2中「但し」を「ただし」に、「第7号」を「第2号」に、「第8号」を「第3号」に、「第9号」を「第5号」に改める。

第24条第1項及び第2項を次のように改める。

第24条 校長は教育財産を管理し、施設台帳、財産台帳、設備台帳等（以下「台帳等」という。）を整備し、その現有状況を別に定める期日までに委員会に報告しなければならない。

2 台帳等の様式については、別に定める。

第24条第4項を次のように改める。

4 校長は、処分することが妥当と認められる施設については、委員会に処分の申請をすることができる。

第25条の見出しを「（使用許可）」に改め、同条中「利用」を「使用」に、「但し」を「ただし」に改める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

熊本県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年3月26日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

熊本県教育委員会規則第4号

熊本県立高等学校学則の一部を改正する規則

熊本県立高等学校学則（昭和40年熊本県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「学年による教育課程の区分を設けない課程（以下「単位制による課程」という。）の学期を、」を「学期を」に改める。

第8条第4項中「全日制の単位制による」を「第7条第3項又は第4項の規定により学期を2学期とする」に改める。

第11条第2項を次のように改める。

2 卒業までに履修させる教科・科目及びその単位数並びに特別活動及びその授業時数並びに総合的な学習の時間の授業時数及び単位数に関する事項は、校長が定める。

第11条第4項中「学校所定の」を「生徒が学校の定める指導計画に従って各」に、「者」を「場合」に改め、同項ただし書を削る。

第11条第5項を次のように改める。

5 校長は、生徒が学校の定める指導計画に従って総合的な学習の時間において学習活動を行い、その成果がねらいからみて満足できると認められる場合には、単位の修得を認定する。

第11条に次の2項を加える。

6 校長は、各教科・科目及び総合的な学習の時間の出席時数が総授業時数の3分の2以下の者又はその評価が著しく不良な者に対しては、単位の修得を認定しないことができ

る。

- 7 校長は、卒業までに修得させる単位数を定め、当該単位数を修得した者で、特別活動の成果がその目標からみて満足できると認められるものについて、高等学校の全課程を修了したことを認定する。

第12条中「前条」を「第11条第7項」に改める。

第23条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 校長及び教員が生徒に懲戒を加えるに当たっては、生徒の心身の発達に応ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。

第1号様式を次のように改める。

(第1号様式)

備考 科名は修了した小学科名を記載する。

(第
号)

割
印

熊本県立 高等学校校長 氏 名

印

年
月
日

高等学校 科の課程を修了したことを証する

卒業証書

氏 名
年 月 日 生